

監督員の指示には従いましょう ～指示通りに作業をしなかったために発生した感電事故～

経済産業省
九州産業保安監督部電力安全課
電気と九州（R5年7月号掲載）

はじめに

電気設備の点検では、必要な箇所の電気を停止させて行う停電作業が基本です。

しかし、どうしても活線下で作業をせざるを得ない場合もあります。

今回ご紹介する事故例は、活線下の作業ながら指示された手順を無視したために起こった事故です。

事故の概要

あるオフィスビル、低圧電気設備改修の発注があり、下請け事業者の作業員（被災者）は分電盤内の配線状況を事前に調査すべきと判断し、元請け事業者の監督員へ作業実施の許諾を申し出ました。

元請け事業者の監督員は、活線下での単独作業となることから、目視のみの調査を条件に作業許諾を行いました。

翌日、作業員（被災者）は前日の指示を無視し、分電盤内の保護カバーを外し、電源部を露出させ作業を開始しました。

この際、左腕部が電源に触れ、感電しました。

事故の状況

事故が発生したのは、令和4年9月中旬、朝9時頃のこと、まだ暑い季節でした。

作業現場の分電盤は、狭隘で作業性が悪いところでした。

作業員（被災者）は、指定の長袖作業服、ヘルメット、安全靴、手袋を着用していました。

作業は、目視のみと指示されていたものの、

保護カバーを外して作業を開始しました。

途中、分電盤内の下部にある電線管路内のケーブル条数を確認中、誤って左腕作業服が活線部分に触れ感電してしまいました。

作業員（被災者）は、感電したことを元請け事業者の監督員に告げず、作業終了後、最寄りの病院で応急処置を受け帰宅しました。

翌日、作業員（被災者）は調子が芳しくないことから、別の病院で再検査を受けたところ、左前腕電撃傷、全治2ヶ月との診断を受け入院しました。

事故の原因

今回の事故では、作業員（被災者）が指定された指示に従わず作業を行ったことが、重大な要因と整理しています。

改めて整理しますと、目視のみとの指示に従わず、活線状態の電源部分を露出させ作業を進めてしまいました。

感電には十分に留意されていたとは思いますが、まだ暑い季節、汗による絶縁低下は否めません。

仮に電源を露出させての作業であれば、防護シートで養生するという手があったかもしれません。

感電した事実を所属している事業所にも元請け事業者にも報告せず作業を終了させています。

作業員（被災者）の方は、電気工事士で経験年数15年のベテランでした。

もしかすると過信があったのかもしれませんが。

一方、単独作業を許諾した監督員の指示ミスなのかもしれません。

事故の再発防止策

一般的に事故というものは、単独の原因で起こることは稀です。

複数の要因が重なり、思いがけない事故につながります。

今回の事故を振り返り、再発防止策を考えますと次のことが言えます。

- ① 指示された作業手順は遵守すること。
- ② 活線下での電源露出作業は行わないこと。
- ③ やむを得ない活線作業時は必要な箇所を防護シート類で養生すること。
- ④ 簡易な作業であっても複数名で行うこと。
- ⑤ 狭隘な場所での作業時は、安全な作業スペースを準備すること。
- ⑥ 作業時の汗対策を行うこと。
- ⑦ 現場での作業方法が予定通り行えなければ、改めて作業方法の見直しを行うこと。
- ⑧ 単独作業をせず、電気主任技術者などの助言を受け、立ち会いを求めること。

おわりに

今回紹介した事故は、作業員（被災者）から設置者への事故発生の連絡が遅くなった事故でもあります。

工事請負契約の際、契約書類の中で、事故が発生した場合は直ちに監督員及び発注者へ第一報を入れることとしていましたが、発注者が事故発生を知ったのは、事故発生から3日以上経過してからでした。

作業員（被災者）本人が軽症と判断してしまい、その後入院指示が出るまで報告しなかったことが要因です。

事故が発生したら直ちに報告するよう日頃から意識しておくことが重要です。

感電事故を防止するには、停電状態で作業を行うことが最も効果的です。

やむを得ず、活線下で作業する場合は、作業範囲を逸脱した作業や、誤認による思い込み作業、

予定外の思い付き作業による事故を防ぐために、次の事項に留意する必要があります。

- ① 安全対策や危険予知の内容を作業従事者全員に周知し、その理解度を確認・フォローを行う。
- ② 作業実施前に、配線図を用いて作業内容、作業手順、分担等の確認・周知を行う。
- ③ 停電部分と充電部分が混在している場合は、明確に区分する警戒標識や危険表示等の標識を掲げ、保護カバーを設置する。
- ④ 作業範囲内の検電を励行し、作業者は絶縁保護具を着用する。

これらの基本動作を、作業従事者全員が順守するよう一丸となって協力し、感電事故の未然防止を図りましょう。

この事例が、そのための一助となれば幸いです。

※当部ホームページの電力の保安では、感電死傷事故をはじめ電気関係事故情報やパンフレット「電気の安全について」などを掲載しておりますので、ぜひご覧下さい。

電気事故関係等を掲載している
九州産業保安監督部のホームページアドレス
<https://www.safety-kyushu.meti.go.jp/denki/jiko.htm>